

金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部 稲友会会則

第一章 総 則

第1条 本会は、金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部稲友会と称し、事務所を金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部（以下「本学」という。）内に置く。

第2条 本会は、本学在学中の学生の保護者間の親睦をはかり、学生が建学の精神を体した誠実な人間に育成され、円満にして充実した学生生活をおくるよう支援するとともに、本学が地方経済開発の基盤となるよう推進し、本学及び学生と経済界とのきずなとなることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために毎年会費を徴収し、次の事業を行う

- (1) 学生の体育、保健厚生などの活性化を図るとともに厚生施設の充実をはかる。
- (2) 学生の学術、文芸などの活性化を図るとともに文化施設の拡充をはかる。
- (3) 学生の教育環境及び研究環境の整備充実の援助を行う。
- (4) 学生の諸活動を活発にするための助成を行う。
- (5) その他必要と認められる事業。

第二章 会 員

第4条 本会は次の会員を持って組織する。

- (1) 正 会 員 学生の保護者（保証人）
- (2) 特別会員 本学の専任教員及び職員

第5条 学生の保護者（保証人）は学生の入学と同時に正会員となる。

第三章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 10名以上
- (4) 監 事 2～4名
- (5) 書 記 1名

第7条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 理事（会長、副会長を含む）は重要事項を評議する。但し、必要ある時は、理事の互選により常任理事を定め会務を分担掌理することができる。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 書記は庶務、会計処理を行い、会計責任者として金銭の運営管理を行う。

第8条 会長は理事の互選によって定める。

- 2 副会長は理事会に諮り会長が選任する。
 - 3 理事及び監事は原則総会において正会員の中から選出する。また、会長の判断により年度途中で委嘱することができる。
 - 4 書記は本学職員より選出し、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の任期は学生の卒業年度までとし、再任は妨げない。但し、次期役員の決定まではその職務を行う。
- 第10条 会長において必要と認めるときは、顧問、相談役及び参与を委嘱できる。

第四章 会 議

- 第11条 総会及び理事会は、会長が召集し議長となる。
- 第12条 総会は毎年1回開催し、会則の変更、予算及び決算の承認、その他重要事項を審議する。但し、会長において必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 第13条 総会の議決は、正会員の2分の1以上の同意を要し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 2 正会員で総会当日出席できない場合は、委任状を以て意思を示すことができる。
 - 3 第1項の正会員の中には、委任状による意思を含むものとし、委任状未提出者は同意したものとみなす。
- 第14条 理事会は必要な都度開催し、審議事項を評議する。
- 第15条 第13条の規程は理事会に準用する。

第五章 会 計

- 第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第17条 会費は、年額22,500円とし、前期の学費納入時に納入する。
- 第18条 書記は当年度の収支決算書を作成し、会長及び監事の監査を受け、理事会及び総会で報告し、承認を得なければならない。
- 第19条 書記は次年度の予算書を作成し、理事会及び総会の承認を得なければならない。
- 第20条 当年度の収支決算において余剰金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとする。
- 第21条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 会則の改廃

- 第22条 この会則の改廃は、理事会の議を経て総会で決定する。
- 2 緊急の会則改廃がある場合は、理事会において決定することができる。

付 則 この会則は昭和42年6月29日から施行する。

付 則 この会則は平成15年6月7日から施行し、平成16年度から通用する。

付 則 この会則は平成24年5月26日から施行し、平成24年度から通用する。

付 則 この会則は平成26年5月31日から施行し、平成26年度から通用する。

付 則

1. 金沢星稜大学稲友会は、金沢星稜大学女子短期大学部稲星会と合併し、組織名称を金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部稲友会とする。(大学及び短期大学部の合併による組織変更)

この会則は平成27年6月6日から施行し、平成27年度から通用する。

付 則 この会則は平成28年6月11日から施行し、平成29年度から通用する。

付 則 この会則は令和7年6月7日から施行し、令和7年度から通用する。

沿 革 昭和42年6月29日制定・施行

平成14年4月1日一部改正(名称変更)

平成15年6月7日一部改正(会費等の変更)

平成24年5月26日一部改正(役員数の変更)

平成26年5月31日一部改正(役員数変更、委任状等)

平成27年6月6日一部改正(組織名変更等)

平成28年6月11日一部改正(会費年額の変更)

令和7年6月7日一部改正(役員数の変更)